原稿掲載例

①【学生・一般向け】

|  |
| --- |
| **「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーン**～ 令和５年４月１日から７月３１日まで ～茨城労働局では、特に多くの新入学生がアルバイトを始める４月から、「労働契約の際の労働条件の明示」など、学生アルバイトの労働条件を確保する上で重要な事項についての周知・啓発などのキャンペーンを実施しています。【おかしい！！と思ったら、ネットで検索＆電話で相談】▶労働条件ポータルサイト　「確かめよう 労働条件」 https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/▶総合労働相談コーナー（若者相談コーナー）　 茨城労働局雇用環境・均等室（℡０２９－２７７－８２９５）又は最寄りの労働基準監督署※月～金（祝祭日・年末年始を除く）午前８時３０分～午後５時１５分▶労働条件相談ほっとライン　フリーダイヤル　０１２０－８１１－６１０ （はい！ ろうどう）※月～金：午後５時～午後１０時　土・日・祝日：午前９時～午後９時 |

②【学生向け】

|  |
| --- |
| 　**学生の皆さんへ　「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーン**～ 令和５年４月１日から７月３１日まで ～【アルバイトをする前に知っておきたい７つのポイント】①アルバイトを始める前に、労働条件を確認しましょう！②バイト代は、毎月決められた日に、全額支払いが原則です！③アルバイトでも、残業すれば残業手当が出ます！④アルバイトでも、条件を満たせば、有給休暇が取れます！⑤アルバイトでも、仕事中のけがは労災保険が使えます！⑥アルバイトでも、会社都合の自由な解雇はできません！⑦困ったときは、各地の総合労働相談コーナーに相談を！【困ったときの相談先】▶総合労働相談コーナー（若者相談コーナー）　 茨城労働局雇用環境・均等室（℡０２９－２７７－８２９５）又は最寄りの労働基準監督署※月～金（祝祭日・年末年始を除く）午前８時３０分～午後５時１５分▶労働条件相談ほっとライン　フリーダイヤル　０１２０－８１１－６１０  （はい！ ろうどう）※月～金：午後５時～午後１０時　土・日・祝日：午前９時～午後９時 |

③【事業主向け】

|  |
| --- |
| **事業主の皆さんへ　　「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーン**～ 令和５年４月１日から７月３１日まで ～茨城労働局では、特に多くの新入学生がアルバイトを始める４月から、「労働契約の際の労働条件の明示」など、学生アルバイトの労働条件を確保する上で重要な事項についての周知・啓発などのキャンペーンを実施しています。【アルバイトを雇うときの５つのポイント】1. アルバイトを雇うときも、書面による労働条件の明示が必要です！
2. 学業とアルバイトが両立できるようなシフトを適切に設定しましょう！
3. 学生アルバイトの労働時間を適切に把握する必要があります！
4. 商品を強制的に購入させることはできません。また、一方的にその代金を賃金から控除することもできません！
5. アルバイトの遅刻や欠勤等に対して、あらかじめ損害賠償額等を定めることや労働基準法に違反する減給制裁はできません！

【詳しくは】▶労働条件ポータルサイト　「確かめよう 労働条件」httpｓ://www.check-roudou.mhlw.go.jp/【ご相談は】▶総合労働相談コーナー（若者相談コーナー）　茨城労働局雇用環境・均等室（℡０２９－２７７－８２９５）又は最寄りの労働基準監督署※月～金（祝祭日・年末年始を除く）午前８時３０分～午後５時１５分 |

④【事業主向け】

|  |
| --- |
| **事業主の皆さんへ　　「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーン**～ 令和５年４月１日から７月３１日まで ～【アルバイトを雇うときの５つのポイント】1. アルバイトを雇うときも、書面による労働条件の明示が必要です！
2. 学業とアルバイトが両立できるようなシフトを適切に設定しましょう！
3. 学生アルバイトの労働時間を適切に把握する必要があります！
4. 商品を強制的に購入させることはできません。また、一方的にその代金を賃金から控除することもできません！
5. アルバイトの遅刻や欠勤等に対して、あらかじめ損害賠償額等を定めることや労働基準法に違反する減給制裁はできません！

【ご相談は】▶総合労働相談コーナー（若者相談コーナー）　　茨城労働局雇用環境・均等室（℡０２９－２７７－８２９５）又は最寄りの労働基準監督署※月～金（祝祭日・年末年始を除く）午前８時３０分～午後５時１５分 |